

第9次水質総量削減に係る Web 説明会を経て提出されたご質問とそれに対する回答

ご質問	回答
<p>「第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準について」の資料の中で12ページ目の削減の方途・水環境の改善に関し必要な事項のうち、「生活排水処理施設について、必要な場合は高度処理化を促進」とあるが、「必要な場合は」というのはどのような場合か。</p>	<p>これは、国が定めた伊勢湾の第9次総量削減基本方針（2023（令和4）年1月24日策定）で新たに示された考え方となります。</p> <p>環境省の説明では、水質改善が進んだ海域については、生活排水処理施設において高度処理を100%導入せずとも、現状の水質を維持することができるかと予測されることから、実態を踏まえ整理した考え方とのことです。</p> <p>ただし、環境省は、水の交換がされにくく、汚濁が留まりやすい状況がある湾奥部では、汚濁負荷削減のため、下水処理場の高度処理化をさらに進めることが必要としています。</p> <p>本県としても、窒素・リンの総量規制が始まり20年が経過し、伊勢湾全体として水質が改善されてきた一方で、汚濁負荷が集中する伊勢湾奥部や衣浦湾奥部等においては、負荷削減が引き続き必要であり、生活排水処理施設における高度処理は実施すべきと考えております。</p> <p>その旨は、本県の総量削減計画に記載しております。</p> <p>【総量削減計画抜粋】</p> <p>下水道終末処理場については、高度処理の実施、適正な維持管理の徹底等により、排出水の水質の安定及び向上に努めるとともに、合流式下水道の改善による雨天時汚濁負荷の削減を図る。</p>